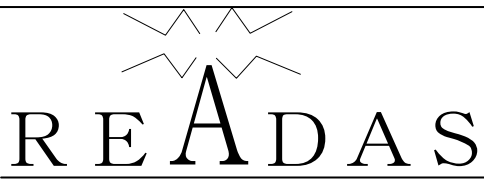


第 4582 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年10月3日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 非居住者等に対する源泉徴収

**Q**：非居住者については、特定の支払をした場合にも源泉徴収が必要になるとか。どのような支払に源泉徴収が必要になるのですか？

**A**：次のようなものの他いろいろありますので、注意してください。

### 【解説】

非居住者や外国法人（非居住者等）に対して国内源泉所得を支払う場合、所得税を源泉徴収しなければならない場合があります。よくある取引には次のようなものがありますので、注意してください。

#### ①土地等の対価からの源泉徴収

非居住者等から不動産を取得した場合は、10%の所得税を源泉徴収しなければなりません。（個人の居住用の土地等で、その譲渡対価が1億円以下のものは適用外（法人の場合は源泉徴収が必要）。

#### ②不動産の賃貸料からの源泉徴収

非居住者等に不動産の賃借料を払う場合には、20%の所得税を源泉徴収しなければなりません。（個人の居住用のもの適用外（法人の場合は、源泉徴収が必要）。

#### ③使用料等からの源泉徴収

国内において事業を行う者が、非居住者等に工業所有権等の使用料や著作権等、機械装置、車両等の使用料を支払う場合は、その使用料を支払う時に20%の所得税を源泉徴収しなければなりません。

